令和７年度結城市水道事業における水道普及促進支援事業に係る加入金の減免措置に関する要項

（目的）

第１条　水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、結城市水道事業給水条例（昭和３８年結城市条例第２３号。以下「条例」という。）第３３条及び結城市水道加入金取扱基準（昭和５４年結城市水道部告示第１号）第６条の規定に基づき加入金の減免措置を定めることにより、新規水道加入者に経済的支援を行うことで、地下水利用から安全・安心な水道水への転換、もって水道普及率の向上を図るものとする。

（定義）

第２条　この要項において「加入金」とは、条例第３１条の２に規定する加入金をいう。

（減免措置の対象）

第３条　加入金の減免措置の対象となるのは、住民が自ら居住している住宅若しくは居住しようとする住宅又は貸付けの用に供する住宅において新規に水道加入をするときに係る加入金とする。ただし、申請後１年以内に水道が生活用として利用可能な状態になるものに限る。

（加入金の減免額）

第４条　加入金の減免額は、水道加入者が負担する加入金の１割の額とし、１件につき３万円を上限とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（加入金の減免申請）

第５条　加入金の減免を受けようとする者は、水道普及促進支援事業加入金減免申請書（別記様式）を管理者に提出するものとする。

（減免措置の取消し）

第６条　管理者は、減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、減免措置を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により減免措置を受けたとき。

（２）減免措置の条件に違反したとき。

第７条　管理者は、前条の規定による取消しをした場合において、減免措置を既に受けた者に対し、期限を付して当該加入金の支払いを命じなければならない。

（補足）

第８条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。